

平成29年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成29年7月7日（金） 午後2時から午後4時00分まで

2 場 所

第3庁舎15階第2会議室・第3会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 中鉢部長

資産管理部契約課 西之坊担当部長、小澤担当課長、
濱田調整係長、今野土木契約係長、
成松建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局	施設整備部公共機械設備担当	丹波担当課長、大久保担当係長、
建設緑政局	河川整備部北部都市基盤整備事務所五反田川法水路建設担当	内田担当課長、関口担当係長
上下水道局	水道部水道管路課	江頭課長、蓬田設計第2係長
上下水道局	下水道部下水道管路課	松川課長、小澤担当係長、
高津区役所	道路公園センター整備課	竹内課長、井上公園整備係長
多摩区役所	道路公園センター整備課	菱山課長、太尾土木整備係長
交通局	企画管理部経理課	吉村契約担当係長
病院局	総務部経営企画室	
	他関係職員	

- ### 4 議 題
- (1) 委員の互選について
 - (2) 入札・契約手続の運用状況等について
 - (3) 平成28年10月1日から平成29年3月31日までに契約した工事の抽出事案について
 - (4) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成29年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題（1）について]

委員長の互選について、互選により小倉委員が委員長と決定した。

委員長 [委員長あいさつ]

議題2の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告を求める。

事務局

[議題（２）について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」（資料１）について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成２８年１０月１日から平成２９年３月３１日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」（資料２）について報告
表示内容について説明
（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等）
- 「平成２８年度指名停止等一覧（後期抜粋分）」（資料３）について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成２８年度後期に指名停止等を行った事案を報告

委員長

[事務局説明に対する質疑について]

委員

今回の対象期間の案件について、平成２８年度前期以前と比べたときに、契約の内容や量などで何か特徴的なものはありますか。従来と違う傾向があればお願いします。

事務局

入札契約制度について一部変更があり、請負工事受注機会確保方式を導入した入札を１０月１日から試行実施している。受注機会確保方式とは、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化し、そのグループ内の案件については、くじ引きにより落札できる件数を１者１件とする方式のことである。

委員

競争入札の趣旨からすれば、企業努力により同じ事業者が１日何件も落札することはいいじゃないかという指摘がありうると思うが、一方で地元企業の育成というのも地方自治法自身が立法趣旨として含めているとも思うがそのあたりの内部での議論はどうだったのか。

事務局

価格競争で１日何件も落札することは、競争入札の趣旨に沿っていると思うが、当該方式を試行した背景として、くじにより同一事業者が１日何件も受注してしまうということがあり、また、建設業界を取り巻く状況として担い手不足という現状がある。受注機会確保方式を実施することにより、１件目の入札の落札候補者となった者は以降の入札では「無効」となるので、配置できる技術者が１名でも複数の入札に参加することが可能となるため、限られた技術者の中で事業者

入札に参加していただく為の策として、技術者不足の解消策の一案という側面もある。

委員 受注機会確保方式の対象についてだが、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事となっているが、同一公告日、開札日ということが多いのか。

事務局 公告日は、発注部局等につき毎週何曜日というように定めており、また、開札日は、設計金額により見積期間が異なる。要件を満たせば公告から開札まで同じサイクルという案件がある。

委員 くじにより同一事業者が1日何件も受注してしまうということがあったということだが、くじの検証はしたのか。

事務局 電子くじによりくじ引きを行っているが、システムを管理している事業者システム上でのエラーが無いことを確認している。

委員 電子くじは具体的にはどのような方法で行っているのか。

事務局 事業者が入れた入札の情報を乱数に掛けてハッシュ値を出し、ハッシュ値の一番低い事業者が当選となる仕組みになっている。

事務局 28年度の前半と後半で傾向が変わったことは無いが、27年度と比較し学校再生整備のため工事の件数がかなり増えているという傾向がある。

委員 先ほどの説明で談合があったということだが、具体的にはどのような内容か。

事務局 独占禁止法第3条の違反による指名停止が4件あるが、いずれも川崎市外の案件である。

委員 承知した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

委員長 [議題(3)について]

議題(3)の「平成28年10月1日から平成29年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局	○一般競争入札の抽出事案「五反田川放水路施設整備工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[一般競争入札の抽出事案「五反田川放水路施設整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	今回の工事は五反田川放水路整備計画に基づいているとののだが、この計画の前提となる都市基盤河川改修事業の事業決定はいつあったのか。
設計担当	昭和50年代にあった計画を見直しながら計画を立案しており、最新の計画は平成9年に策定された1級河川の全体計画の中に五反田川の整備も謳われており国からの承諾も得ている。平成4年から工事を始めており、その工事は昭和63年の計画に基づいて行われている。
委員	平成9年当時の知見に基づいて、20年ぶりに工事が行われているのか。
設計担当	今回の工事以前にも、地下トンネルや立坑の工事が行われており、地下の工事が竣工したので、今回上屋を立てる工事を行うものである。今後は水門やポンプ設置工事が計画されており、平成32年度完成、平成33年度供用開始の予定である。
委員	最新の計画から20年経過しているが、その間にも科学技術が進展していると思うが、そのような知見を取り込んでいくようなシステムはあるのか。
設計担当	例えば、トンネル工事でもシールド工法を採用するなど、その都度科学技術の進展を踏まえた工事内容に変えている。
委員	そうであれば契約の適正は確保されているという気がする。
委員	要求水準書に対する評価を行っているということだが、それはどのように行っているのか。
設計担当	今回のような設計施工一括方式での発注の場合等に、設計担当の方で条件、制約を設けた要求水準を設定し、それに適うような提案を技術提案として求め、提出された提案を基に局に設けた技術評価委員会で議論した中で評定点を採点している。
委員	今回のように1者しか入札参加資格しかない場合、要求水準を満たさ

なかったとしたらどうするのか。

事務局 提案内容が要求水準を満たしていなければ当該事業者は無効となり入札は不調となる。

委員 本工事は技術的な工夫の余地が大きい工事となっているが、技術的な工夫の余地の一番大きいところとはどこか。

設計担当 立坑は大きさが直径20m、深さ60mくらいあり、また、立坑の中に、人が入るスペースと水が入るスペースを設ける必要があり、コンクリート壁を一番下から設けていかなければならない。そのようなことから大きく特殊な工事であるというので、事業者の知恵と力を貸していただきたいというように考えたものである。

委員 代表者の入札参加資格に経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であることと書かれており、割と高い評定値だと思うが、それが理由で参加者が少ない可能性もあるので、入札参加者をなるべく2者以上になるように総合評定値を決めるというようなことはやっていないのか。

事務局 本工事はWTO案件であり品質を担保するために総合評定値を設けている。また、総合評定値1,200点以上というのは国土交通省の通知に基づく数値である。

委員 WTO案件というのは全て参加資格に総合評定値1,200点以上という項目を設けているのか。

事務局 全てというわけではないが、WTO案件はランクの設定が出来ず、また、ある程度規模の大きい工事であるので、先ほどもお話したとおり国の通知もあることから実態としては総合評定値1,200点以上を設定している案件が多い。

委員 了承した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「塩浜地区導水管その1工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「塩浜地区導水管その1工事」の事務局の説

明に対する質疑について]

委員 資料68ページについて、総合評価点が一番高い事業者が失格基準未満という理由で失格となっているが、具体的にどのような基準によって失格になったのか。

事務局 川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領の第4条に掲載されている価格失格基準に基づいており、価格失格基準をひとつでも下回ると失格となるが、今回は直接工事費及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費全てにおいて失格基準を下回っていた。

委員 入札参加業者5者全てが調査基準価格を下回っているのに、元々調査基準価格が高いのに、それを基に失格基準を考えているのは腑に落ちないが。

事務局 総合評価方式なので最低制限価格ではなく調査基準価格を適用しているが、最低制限価格と調査基準価格は同様の率で設定している。積算根拠が明らかになっているので、設計は事業者の方でも金額を算出することが可能となっており、事業者の方としては落札したいと言うことで失格基準ぎりぎりが入札してくる傾向にある。

委員 国庫補助事業費と市単独事業費の割合はあらかじめ決まっているのか。

設計担当 割り振りが決まっているわけではなく、工事の中身のうち工種によって国庫補助の対象事業に馴染むものとそうでないものがある。例えば、一時的に使用する使用のものについては補助事業に馴染まないもので市単独事業費で賄い、比率が決まっているわけではない。

委員 そうすると国庫補助事業費や市単独事業費の比率が極端に高くなることも有得るということか。

設計担当 理論的には有得るが、現状、どちらかの比率が極端に高くなることは無い。

委員 上手く割り振りをしているということか。

設計担当 その通り。

委員 低入札価格調査結果概要に、同じような工事の実績があるので今回の

価格で工事を実施することが出来ると記載されているが、予定価格や調査基準価格が高かったのではないか。また、入札の結果は開示しているか。入札金額が低い事業者が落札しているので開示すると、説明を求められると思うがどの程度の開示を行っているのか。

事務局

予定価格についてであるが、本市の公共工事で使用される単価は国土交通省の下水道用の設計標準分掛りや社団法人日本下水道協会監修の設計積算要領等を使用し積算しており、また、資材や労務単価等は神奈川県で統一された単価を使用し適正に予定価格を算出している。それに対し事業者の見積については安全で安価な工法と自社の企業努力でコスト削減を図った上で算出してきた金額だと思う。

開示については、総合評価関係調書及び個人情報以外の低入札価格調査結果概要等を公表している。

委員

入札に参加した業者は自身の入れた札が分かるので、それよりも高いところが落札したことが分かるということか。

事務局

その通り。

委員

それにより苦情などは無かったか。

事務局

苦情は無いが、事業者自身の点数に対し川崎市の評価が的確なのかという確認を受けることはある。それに対してはルールに基づき評価を行っている」と説明している。

委員

金額というのはすごく分かりやすいので、しっかりした説明をしないとクレームを招くことになる。

委員

低入札価格調査をした結果、今回は問題無しということだが、調査の対象となった理由としては極端に札入れ金額が安かったということ。それに対し評価の結果、問題無しとしたということは、事業者の方ですごく工夫をしてきているから、そこまで安い金額に抑えられた、その金額でちゃんと工事が出来るということが分かったということだと思うが、具体的にどこが当初の見込みよりも工夫がされていたところなのか。

設計担当

調査項目としては、設計金額よりも相当低い項目について本当に出来るかどうかという視点で調査しているが、一概にこの中からは明確には見えてきていないが、確実に出来るという趣旨は確認出来ており、併せて実績も確認出来ていることから、履行されない恐れがないと認められるので、調査対象業者を落札者と決定した。

委員 過去の実績があるならば、予定価格もそれを前提にした金額になり得るのではないかと思うがどうか。

設計担当 公平な入札を保つためには一定の決まった分掛りを使った予定価格を設定せざるを得ない。市としては適正な予定価格を設定し、企業側としてはいかに効率的に出来る下請けとマッチング出来るかというところもある。また、それぞれ努力をする中で、企業側としてはどこを削って行けるかということになるが、そこも各企業にそれぞれノウハウがあるので、一概にある企業が出来るからと言って最初から予定価格を低くすることは難しい。

委員 下請け企業という指摘があったが、近年ダンピング防止が言われている中で、下請け企業にどれだけしわ寄せがいつているのかというような調査はしていないのか。

事務局 低入札調査の際に、調査対象者の過去の下請け業者へ、過去の取引の中でダンピング等が無かったかを調査している。

委員 承知した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「高津区内公園施設補修（緊急その2）工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 **【指名競争入札の抽出事案「高津区内公園施設補修（緊急その2）工事」の事務局の説明に対する質疑について】**

委員 予定価格と同額の事業者が2者あり、この2者でくじになったとのことだが、どうして落札率が100%になったのか。

事務局 造園工事を構成する単価等が公表にされていることから予定価格とイコールの積算は可能となっている。

委員 工事件名が「その1」や「その2」となっているのはどういう意味か。

設計担当 前期として4月から11月を「その1」工事、後期として10月から3月を「その2」としている。中小企業の受注機会を増やすために分けて発注している。

委員 緊急性があるということが特徴として上げられると思うが、資料105ページの写真を見る限り、それなりの時間を掛けて危険な状態になったように見える。緊急性というのは今まで認識していなかったものを突如認識したからなのか、元々認識していたが中々手が回らなかったのか。

設計担当 高津区内には公園施設が156箇所あり職員3名で対応しているところだが、公園施設の破損状況については市民からの情報によるところが大きい。定期的に公園パトロールも行っており、パトロールで把握出来るものについては規模に応じて予算要求を考えるが、緊急工事の対象は施設の破損によるものが多く、子供や女性が集まる場所であることを鑑み早めに対応するという趣旨で、期間が途切れないように発注している。

委員 今回の工事は何箇所を対象としているか。

設計担当 全体で精査した中で15箇所。

委員 毎半期ごとにこのような工事を行っているのか。

設計担当 365日事業者がつく形で、公園の敷地の破損箇所等を緊急に補修するという対応を取っている。

委員 以前、緊急な災害に対して随意契約で事業者を決定したという時があったが、この場合の緊急性はそれほどではないということ指名競争で行っているのか。指名委員会が9月29日で契約日が10月24日で1ヶ月以内で一般競争入札と比べると随分早いと思うが、大体こういう風な形で進んで行くのか。

事務局 指名競争入札ということで、市側から事業者を指名する関係で公告期間を設ける必要が無いとため、一般競争入札よりも早い段階で契約が出来る。

委員 事業者は数量単価、金額それぞれを大体積算出来るということだが、札入れ状況を見ると最大100万円くらい差があるが、その辺の入札価格の違いというのはどこが原因か。

設計担当 事業者によっては、積算入力データリスト及び登録単価を見ても、正確に積算できなかつたり、積算ミスもあると考えられる

委員 資料104ページの抽出事案説明書の業種及び等級で等級なしとなっているのはなぜか。

事務局 造園はランクの設定がないため等級なしとなっている。

委員 了承した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「市道下布田10号線道路補修（自由勾配側溝）工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「市道下布田10号線道路補修（自由勾配側溝）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 指名業者のうち辞退や不参が多いが、自由勾配側溝としたので少なくなっただけのことか、それとも一般的に自由勾配側溝と言う工事は行われているが、魅力が無かったから入札者が少なかったのか。

事務局 自由勾配側溝の工事は毎年発注している工事ということで一定の事業者の中では浸透している工事であると思うが、発注時期が第3四半期ということで建設業界の繁忙期にあたり、請負っている工事件数が多かったり、この時点で余裕のある技術者が少ないため入札を見送った事業者が多数いるものと考えられる。

設計担当 事務局の同様になる件と、この地区は家屋が密集しており道路幅員が狭く若干作業に手間を要するような形で敬遠したのではないかと考えられる。

委員 工事の完成確認は施工業者の撮影した写真を基に行っているわけではなく、実際に市の職員が現場に確認に行っているのか。

設計担当 どの工事でも、施工後に完成検査を受けて所定の基準に達しているかを判断した上で合格をだしているため、当然市の検査員が現場で検査を行っている。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「川崎区役所大師支所冷暖房設備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長	[随意契約の抽出事案「川崎区役所大師支所冷暖房設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	内容を見ると、緊急に対応する必要が在ることから5号随意契約もあり得ると考えられると思うがいかがか。
事務局	緊急といっても、健康を害すると言うことはあり得るが、生命財産に関わることではないので5号随意契約は難しい。
委員	前回の入札の最低制限価格や予定価格はどれくらいだったのか。
事務局	地方自治法施行令第167条の2第2項により予定価格、最低制限価格は前回の入札時と同額である。
委員	予定価格が事業者にとってかなり厳しいという印象があるが。
設計担当	予定価格算出については、公共事業で使用されている、国土交通省監修の積算基準書等を使用して積算を行っており、また、資材、労務単価等は神奈川県で統一された単価等を使用して、適正に予定価格を算出している。
委員	了解した。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○随意契約の抽出事案「工水3号配水本管1500mm不断水弁製作及び設置工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[随意契約の抽出事案「工水3号配水本管1500mm不断水弁製作及び設置工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	弁の故障に伴う工事と言うことで、今回新しく設置するのはバタフライ弁と言う特殊なものとのことだが、これ以外の可能性は無かったのか。
設計担当	弁の種類は仕切弁とバタフライ弁があり、仕切弁は上から下に降りて来て水を遮断し、バタフライ弁は管の中で横に動くということで、この場合にはバタフライ弁の方が流量調整機能が優れているためバタフライ弁を選択した。
委員	バタフライ弁が有益なのは分かったが、バタフライ弁を作っている会社がここしかないのか。
事務局	不断水で設置できる弁を作っているのがこの会社しかないということ。また、今回の管は1,500mmだが、製作から施工まで出来る事

業者が国内で2社あるが、もう1社は既設のRC鋼管に対応することが出来ないことから、今回の受注者を選択した。

委員 不断水と言うのはどういうものなのか。

設計担当 管路なので常に水を流しており、今回は工業用水管路と言うことで臨海部の工場の方へ常に水を供給している。工業用水は工場生産の関係で断水が出来ないが、それに対し通常の敷設替やバルブを取り替える場合は断水して取り替えるのが一般的である。今回それが出来ないため、水を流したまま施工出来るのが国内では2社が体制が整っており、工法としては既設管の外側から管を巻き込む用に設置し、密閉した中で上から穿孔して水を止めないで施工する工法がありそれが今回の工法にあたる。

委員 川崎市がやっている不断水弁はこれから全てバタフライ弁を使用していくのか。

設計担当 目的に応じて仕切弁とバタフライ弁を使い分けていく。

委員 そうすると新しい技術が発明されるまでは、常に今回の事業者と随意契約の相手方として選ばれていくのか。

設計担当 既設管がRC鋼管ということであればそれ以外は対応できないのが現状である。

委員 了承した。

委員長 質問等無ければ、以上で審議を終了したい。
審議の結果、平成28年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認した。

委員長 [議題(4) その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

再任となった場合は、委員会の運営指針により、次回は川島委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○平成29年度前期の委員会の開催日について

平成29年11月17日(金)に委員会を開催することを提案し了承された。

※ 後日、都合により調整の結果11月20日(月)に変更。

[閉会]

委員長 それでは、これで平成29年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会す

る。